

注意

- 1 請求者とは、当該父又は母、未成年後見人等のうちいずれか当該児童を監護し、かつ生計を同じくする者のうち、当該児童の生計を維持する程度の高い者です。 上記の者がいない場合は、当該児童の生計を維持する者です。
- 2 「申請事由」欄は、いずれか該当するものを○で囲んでください。「公務員退職」の場合は、公務員だったときの勤務先を記入してください。
- 3 「年金」の欄は、次によって記入してください。
 - ① アは、厚生年金保険に加入している場合に○で囲んでください。
 - ② イは、アに該当しない場合に〇で囲んでください。
- 4 「振込金融機関」は請求者名義の普通口座に限ります。配偶者や児童の口座は指定できません。 請求者名義の口座であっても児童各々に別口座を指定することはできません。
- 5 「配偶者の有無」は有無を○で囲み、「無」の場合は、その理由をア~ウから選択し○で囲んでください。「離婚」の場合は、離婚日を記入してください。
- 6 「配偶者」の欄は、配偶者がいる場合または離婚により受給者を変更する場合に記入してください。(ただし、離婚により受給者を変更する方は前配偶者について 「★」の欄を記入してください)
- 7 配偶者(離婚により受給者を変更する方は前配偶者)の「現住所」の欄は、請求者と住民票上別居の場合に記入してください。
- 8 「別居理由」の欄は、配偶者がいるが住民票上別居している場合に、いずれか該当するものを○で囲んでください。 エ「その他」を選択した場合は、()内に理由を記入してください。
- 9 「配偶者」の「前年1月1日時点の住所」「本年1月1日時点の住所」の欄は、配偶者がいる場合に記入してください。 ただし、離婚を前提とした別居やDVによる別居をしている方は記入不要です。
- 10 「支給要件児童」の欄は、請求者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)するすべての児童(18歳に達する 日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)について、記入してください。
- 11 「監護の有無」の欄の「監護」とは児童を養育していることを指します。いずれか該当するものを○で囲んでください。
- 12 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ①「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 13 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。
 - なお、表面の同意に基づき、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。)によって市町村が確認することができるときは、 当該書類は、省略することができます。
 - ① 支給要件児童のうちに他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有する児童がある場合は、その児童の属する住民票の写し又は、住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - ② 支給要件児童のうちに請求者自身の子である児童があり、その児童と別居している場合は、監護生計同一関係申立書
 - ③ 支給要件児童のうちに請求者自身の子でない児童がある場合は、監護生計維持関係申立書
 - ④ 請求者が本年(1月から5月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、児童手当用所得(課税)証明書
 - ⑤ 請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる、健康保険者証の写し、又は年金加入証明書
 - ⑥ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的 として外国に居住していることを明らかにすることが出来る書類
 - ⑦ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることが出来る書類
 - (8) 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることが出来る書類
- **備考** 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。